

王仁公園地区地区計画について (地区計画の内容)

1. 地区計画の方針

名 称	王仁公園地区地区計画	
位 置	枚方市王仁公園地内	
面 積	約0.3ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR 藤阪駅の徒歩圏内に位置し、都市計画公園王仁公園に隣接しているため、緑豊かで交通利便性の高い住宅地である。 地区計画を策定することにより、建築物の規制、誘導を行い、現在のゆとりある良好な住環境を維持・保全することを目標とする。
	土地利用の方針	低層住宅地として、現在の土地利用の維持・保全を行う。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の維持・保全を図るため、建築物の用途や形態制限を行う。また、かき又はさくの構造の制限を行うことにより、住宅地内の緑化の推進を図るものである。

「地区計画の区域は、計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）別表第 2（い）項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物 (2) 前号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。）第 130 条の 5 の各号に掲げるものを除く。）
	建築物の容積率の最高限度	10 分の 10
	建築物の建ぺい率の最高限度	10 分の 5
	建築物の敷地面積の最低限度	1 5 0 m ²
	壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さが 2 m を超える門若しくはへいの面から、敷地境界線までの距離の最低限度は 1 m とする。ただし、建築物又は建築物の部分がこの距離に満たない場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 (1)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3 m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m ² 以内であること。 (2)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 m 以下であること。 (3)建築物に附属する自動車車庫の用途に供し、床面積の合計が 7 m ² 以内であること。
	建築物の高さの最高限度	1 0 m
	かき又はさくの構造の制限	道路に面して、かき又はさくを設置する場合は、生垣若しくは透視可能なものとする。

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」